

| 条 | 柱書 | 条文 |
|---|-----------------|--|
| | 議会・行政の前半部分 | |
| 1 | 市議会の役割と責務 | |
| | | 地方自治法(以下法という)の規定に基づき、住民の直接選挙により信託を受けた議員による市議会を設置します。 |
| | | 2 意思決定、市政監視等にあたり、市民の意見を尊重します。 |
| | | 3 町づくりに係わる情報を市民と共有して、豊かな町づくりを目指します。 |
| | | 4 本条に定めない事項は法の定めるところによります。 |
| 2 | 市議会議員の責務 | |
| | | 議員は、市民意見を尊重して、政策立案・審議能力の向上を図ります。 |
| | | 2 議員は、市政を監視し、明快にその結果を市民に伝える責務を負います。 |
| | | 3 議員は、市政情報を適時、適切に市民に提供し、かつ、市民にわかりやすく説明します。 |
| 3 | 市長の責務 | |
| | | 住民の直接選挙により選出した市長を選任します。 |
| | | 2 憲法に定める地方自治の本旨を尊びます。且つ、本条例を遵守し、市民の負託に応えます。 |
| | | 3 執行機関責任者としての責務を負います。且つ、本市財政に市と連帯して責務を負います。 |
| 4 | 執行機関、及び市職員の責務 | |
| | | 法令を遵守し、業務が市民利益に適うか、常に留意します。 |
| | | 2 行政委員会委員、行政特別職は公募または公選により指名、選出します。 |
| | | 3 自己研鑽に努めて、多様な任務を遂行できる能力を培います。 |
| | | 4 市民に不利益を齎す懸念が強い事案は、執行することなく、対外に通告致す責務を負います。 |
| | | 5 司法・検察・他自治体等との連携を深め、行政執行に関して助言を取得します。 |
| | 住民投票 | |
| 1 | 住民投票 | |
| | | 本市の将来に重大な懸念が強い事案は住民投票を行い、その結果を尊重します。 |
| | | 2 住民投票の詳細は別途定めます。 |
| | 第7章 条例の実効性確保の部分 | |
| 1 | 推進会議 | |
| | | 本条例の推進状況検証を目的に、市民による推進会議を設置します。 |
| | | 2 本条例推進に関する調査・審議等を行い、市長に意見を述べることができます。 |
| | | 3 会議を四半期に一度以上、開催して、その結果を公表します。 |
| | | 4 本条例と整合しない既存条例・計画等は、速やかな改定を求めることができます。 |
| | | 5 推進会議の詳細は別途定めます。 |
| 2 | 条例改正手続き | |
| | | 市長および市議会は推進会議意見を参考にして、本条例の改正を発議できます。 |
| | | 2 改正に関する手続きは別途定めます。 |

(ご参考)

住民:本市に住民登録している個人

市民:住民に加え本市内で活動する団体等及び通勤者・学生等